

入 札 説 明 書

この入札説明書は、平成30年4月5日付け北海道博物館告示第6号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当者 北海道博物館長 石森 秀三

2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

野幌森林公園林内散策路警備業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等

野幌森林公園林内散策路警備業務処理要領による。

(3) 契約期間

平成30年5月1日から平成30年10月31日まで

(4) 履行場所

野幌森林公園林内散策路等 札幌市厚別区厚別町小野幌53-2ほか

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石狩振興局管内に本店又は営業所等の拠点を有し、かつ契約履行可能地域に石狩が含まれていること。

(5) 平成28年4月1日以降、資格審査を申請する日までに1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約（屋外警備を主とする警備業務で、駐車場の整理・料金徴収、車両等の誘導業務を含みません。）を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(6) 警備員（施設警備2級以上の検定資格を有する者又は警備業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験3年以上の者）を有すること。

4 官公需適格組合の資格の特例

経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有する中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和32年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「官公需適格組合」という。）にあっては、3の(5)に定める委託契約には、官公需適格組合の組合員が締結した契約を含む。

5 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければな

らない。

ア 申請の時期 平成30年4月5日（木）から平成30年4月19日（木）まで（4月9日（月）及び16日（月）の休館日は除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間にしなければならない。

イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 004-0006
札幌市厚別区厚別町小野幌53-2
北海道博物館総務部総括グループ

（2）審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

6 契約条項を示す場所

札幌市厚別区厚別町小野幌53-2 北海道博物館総務部総括グループ

7 入札執行の場所及び日時

（1）入札場所 札幌市厚別区厚別町小野幌53-2
北海道博物館 会議室

（2）入札日時 平成30年4月27日（金）午後2時00分

（3）開札場所 （1）に同じ

（4）開札日時 （2）に同じ

8 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札保証金は、免除する。

（2）契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。ただし、北海道財務規則第171条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

9 送付による入札の可否

認めない。

10 契約書作成の要否

要

11 予定価格等

この入札は、地方自治法施行令第167条の10第2項の規程により、最低制限価格を設定する。

12 無効入札

開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

13 落札者の決定方法

政令167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

14 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

15 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

16 消費税課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

17 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道博物館総務部総括グループ
- (2) 所在地 郵便番号 004-0006 札幌市厚別区厚別町小野幌53-2
電話番号 011-898-0456

18 前金払

前金払はしない。

19 概算払

概算払はしない。

20 部分払

部分払はしない。

21 入札の取りやめ

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

22 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

23 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

24 その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。